平成２５年（フ）第６８９１号
東京都板橋区若木２丁目16―３―205
破産者　大戸　友紀
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０４１号
東京都調布市深大寺北町７丁目17―１　フォレステージュＡ棟102
破産者　長谷川和宏
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０４７号
東京都町田市木曽東１丁目７－３　フォンテーヌ805―210
破産者　太田　　順
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０４９号
神奈川県相模原市南区相模台２丁目27―７―202
破産者　中里　千絵（旧姓石井）
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０９９号
東京都杉並区宮前１丁目14―18―203
破産者　植松　博文
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１００号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目２―45―102
破産者　下島　義容
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１１２号
東京都世田谷区八幡山２丁目15―６―105
破産者　九島　琴子
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１２４号
神奈川県川崎市川崎区本町１丁目９―８―902
破産者　中屋　　寿
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１４２号
東京都昭島市緑町３丁目３―30
破産者　鈴木　美香
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２６１号
神奈川県川崎市川崎区江川１丁目12―２―215
破産者　松田　一将
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３０６号
東京都目黒区東山３丁目15―４―302
破産者　岸　　俊光
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５２号
三重県四日市市楠町小倉408番地２　クィーンズタウンＣ―202、破産手続開始決定時の住所三重県松阪市西肥留町192番１　エルシャトーⅡＡ棟202号室
破産者　**桑**名　信司
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４３号
三重県鈴鹿市寺家４丁目18番19号
破産者　山本　敏之
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９５号
三重県津市野田21番地296
破産者　株式会社エイワ
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９６号
三重県津市野田21番地296
破産者　有限会社エイワ設備
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９７号
三重県津市野田21番地734、前住所三重県津市野田21番地296
破産者　永田　雅一
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６０９号
兵庫県姫路市東延末３丁目３番地の１
破産者　株式会社新地域計画コンサルタント
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１０９号
横浜市都筑区東山田町1577番地
破産者　有限会社サンクレスト
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７号
富山市奥井町19番20号
破産者　株式会社キムラスポーツ
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２０号
石川県能美郡川北町字土室か89番地、従前の本店所在地金沢市窪５丁目588番地
破産者　株式会社巨峰
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５０３号
金沢市泉が丘２丁目12番35号
破産者　アズ・フード・サービス株式会社
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１１号
長野県埴科郡坂城町大字坂城6349番地
破産者　有限会社上野屋
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部